

令和 7 年度

総 会 結 果

令和 7 年 5 月 23 日（金）

於：住吉大社 吉祥殿

住吉自衛消防協議会

総会次第

住吉自衛消防協議会

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 令和6年度事業報告(第1号議案)

(2) 令和6年度収入支出決算報告(第2号議案)

(3) 役員改選(第3号議案)

(4) 令和7年度事業計画(第4号議案)

(5) 令和7年度収入支出予算(第5号議案)

4 顧問あいさつ

5 閉 会

《参考資料》

資料 住吉自衛消防協議会会則

令和6年度 住吉自衛消防協議会 収入収支決算書

1 収入金額	1,301,522 円
2 支出金額	368,896 円
3 差引残高	932,626 円(翌年度に繰越)

収 入 の 部

(単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	差 引 額	備 考
自衛消防協議会費	1,343,600	1,301,522	▲ 42,078	
会費	462,000	420,000	▲ 42,000	会員数の減少
雑収入	79	1	▲ 78	預金利息等
繰越金	881,521	881,521	0	
収 入 合 計	1,343,600	1,301,522	▲ 42,078	

支 出 の 部

(単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	差 引 額	備 考
自衛消防協議会費	1,343,600	368,896	974,704	
会議費	200,000	31,416	168,584	会議(総会等)に係る経費
事務費	170,000	65,906	104,094	事務局運営及び会の事務に係る経費(委託費・郵送費等)
事業費	840,000	271,574	568,426	事業に係る経費
予備費	133,600	0	133,600	
支 出 合 計	1,343,600	368,896	974,704	

上記のとおり報告します。

令和 5 年 4 月 28 日

住吉自衛消防協議会 会 長 上野 博視

住吉自衛消防協議会 会 計 神野 誠

本収支決算報告について、厳正に監査を行った結果、正確であることを認めます。

令和 5 年 4 月 30 日

住吉自衛消防協議会 監 事 中作 茂

住吉自衛消防協議会 監 事 神武 磐彦

役員改選

改 選 前		改 選 後	
会 長	オガタ護謨株式会社 取締役社長	会 長	オガタ護謨株式会社 取締役社長
	上野 博視		上野 博視
副 会 長	田中土建株式会社 取締役社長	副 会 長	田中土建株式会社 取締役社長
	田中 謙吉		田中 謙吉
副 会 長	関西電力送配電株式会社 大阪南本部 我孫子電力所 所長	副 会 長	関西電力送配電株式会社 大阪南本部 我孫子電力所 所長
	鈴木 聡		鈴木 聡
監 事	医療法人 慈心会 あびこ病院 院長	監 事	医療法人 慈心会 あびこ病院 院長
	中作 茂		中作 茂
監 事	住吉大社 宮司	監 事	住吉大社 宮司
	神武 磐彦		神武 磐彦
会 計	株式会社富士コミュニ ティー 管理部長	会 計	株式会社富士コミュニ ティー 管理部長
	神野 誠		神野 誠
幹 事	株式会社ダイビ 代表取締役社長	幹 事	株式会社ダイビ 代表取締役社長
	前田 哲治		前田 哲治
幹 事	阪堺電気軌道株式会社 取締役社長	幹 事	阪堺電気軌道株式会社 取締役社長
	藤井 哲		藤井 哲

※ 敬称略

令和7年度事業計画

1 会 議

(1) 総会(令和7年5月23日 住吉大社吉祥殿)

(2) 大阪市自衛消防連合協議会総会(令和7年7月 中旬 ホテルアウリーナ大阪)

2 事 業

(1) 消防関係法規の研究討議並びに消防技術の錬磨について

ア 月刊誌「大阪消防」の配布(通年)

イ 普通救命講習の実施(令和7年9月 住吉消防署)

(2) 防火に関する研究、見学会等の開催について

ア 合同施設見学会の開催(令和7年11月 場所未定)

イ 秋の火災予防運動での広報資材の購入(令和7年11月)

(3) 従業員に対する警火心の普及徹底について

ア 大阪市消防出初式への参加(令和8年1月 ATC及びその一帯)

イ 祈願祭・新年互礼会の開催(令和8年1月 住吉大社神楽殿・吉祥殿)

(4) 地震等の災害発生時における地域への協力について

地域訓練への参加(日時未定)

(5) 優秀隊員等に対する表彰について

ア 住吉消防記念日表彰式の開催(令和8年2月 住吉消防署)

イ 消防記念日表彰式の開催(令和8年3月予定 場所未定)

令和7年度 住吉自衛消防協議会 収入支出予算

1	収入金額	1,354,000 円
2	支出金額	1,354,000 円
3	差引残高	0 円

収 入 の 部

(単位：円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較 増 減	備 考
自衛消防協議会費	1,354,000	1,343,600	10,400	
会費	420,000	462,000	▲ 42,000	1口21,000円×20事業所
雑収入	1,374	79	1,295	預金利息等
繰越金	932,626	881,521	51,105	
収 入 合 計	1,354,000	1,343,600	10,400	

支 出 の 部

(単位：円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較 増 減	備 考
自衛消防協議会費	1,354,000	1,343,600	10,400	
会議費	100,000	200,000	▲ 100,000	会議（総会等）に係る経費
事務費	200,000	170,000	30,000	事務（委託料等）に係る経費
事業費	800,000	840,000	▲ 40,000	事業に係る経費
予備費	254,000	133,600	120,400	
支 出 合 計	1,354,000	1,343,600	10,400	

住吉自衛消防協議会

会則

住吉自衛消防協議会会則

住吉自衛消防協議会

（目的）

第1条 この会は、住吉区内の事業所をもって組織し、消防施設の拡充強化並びに消防技術の錬磨を図るとともに、職場防火の推進を目的とする。

（名称及び所在地）

第2条 この会の名称は、住吉自衛消防協議会（以下「本会」という。）とする。

2 本会は、事務局を住吉区内に置く。

（事業）

第3条 本会は、次の事業を行う。

- （1）消防関係法規の研究討議並びに消防技術の錬磨に関する事
- （2）防火に関する研究、見学会等の開催に関する事
- （3）従業員に対する警火心の普及徹底に関する事
- （4）地震等の災害発生時における地域への協力に関する事
- （5）優秀隊員並びに優秀隊に対する表彰に関する事

（役員）

第4条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
監 事	2 名（会計監査 1 名、その他監査 1 名）
幹 事	若干名（うち会計 1 名）

2 役員は、総会において選任する。

（役員の責務）

第5条 会長は、本会を代表し運営の責務を負う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

3 監事は、本会の事業運営並びに会計の監査を行う。

4 幹事は、本会の事業運営にあたるものとし、うち、会計幹事は、

本会の会計事務を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員再任は、これを妨げない。

(顧問等)

第7条 本会には、顧問及び相談役を置く。

2 顧問には、住吉消防署長の職にあるものを会長が委嘱する。

3 相談役は、会長が必要と認めるときに置くことができる。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

2 総会及び役員会議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は総会及び役員会招集が困難と判断した場合は、書面による会議に代えることができる。

4 議決は、出席者の多数決とし、可否同数のときは、議長がこれを決める。

(総会)

第9条 総会は、年1回開催する。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 予算並びに決算

(2) 事業運営に関する重要事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他必要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて開催することができる。

2 役員会議長は会長がこれにあたる。

(会費)

第11条 本会の会費は、年額21,000円とし、年度の途中に加入する場合は月割りとする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収する。

(会則改正)

第12条 本会の会則は、会員の発議により、総会の承認を得て改

正する事ができる。

(会計年度)

第 1 3 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

(委託)

第 1 4 条 本会の事務の一部を外部委託することができる。

附則

- 1 この会則は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正会則は、平成 4 年 6 月 5 日から施行する。
- 3 この改正会則は、平成 7 年 5 月 1 6 日から施行する。
- 4 この改正会則は、平成 8 年 5 月 2 3 日から施行する。
- 5 この改正会則は、平成 1 1 年 5 月 2 7 日から施行する。
- 6 この改正会則は、平成 1 7 年 6 月 1 5 日から施行する。
- 7 この改正会則は、平成 3 0 年 6 月 2 1 日から施行する。
- 8 この改正会則は、令和 4 年 6 月 1 7 日から施行する。
- 9 この改正会則は、令和 5 年 5 月 3 0 日から施行する。
- 10 この改正会則は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

住吉自衛消防協議会役員名簿

令和7年5月23日

役 職	事業所名	職 名	氏 名
会 長	オガタ護謨(株)	取締役社長	上野 博視
副 会 長	田中土建(株)	取締役社長	田中 謙吉
副 会 長	関西電力送配電 株式会社大阪南本部 我孫子電力所	所 長	鈴木 聡
監 事	医療法人 慈心会 あびこ病院	院 長	中作 茂
監 事	住吉大社	宮 司	神武 磐彦
会 計	(株)富士コミュニティー	管 理 部 長	神野 誠
幹 事	(株)ダイビ	代表取締役 社 長	前田 哲治
幹 事	阪堺電気軌道(株)	取締役社長	藤井 哲
顧 問	住吉消防署	署 長	馬場 賢治

※ 敬称略

